

第 8 2 号議案

足立区障害福祉センター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障害福祉センター条例の一部を改正する条例

足立区障害福祉センター条例（平成 1 4 年足立区条例第 4 8 号）の一部
を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「、第 4 号」を削り、同条中第 4 号を第 5
号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 第 3 条第 1 項第 4 号に規定する施設

- ア 自立支援法第 5 条第 1 7 項第 1 号に定める相談支援の便宜
の供与を要する者
- イ 自立支援法第 5 条第 1 7 項第 2 号に定めるサービス利用計
画を作成する場合は、自立支援法第 3 2 条第 1 項に規定するサ
ービス利用計画作成費の支給決定を受けた者

第 7 条第 1 項中「第 3 号イ並びに第 4 号イ」を「第 3 号、第 4 号イ並
びに第 5 号イ」に改める。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 3 号イ並びに第 4 号イ」を「
第 4 号イ並びに第 5 号イ」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号
を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（ 2 ） 第 4 条第 4 号に規定する事業のうち自立支援法第 5 条第 1 7
項第 2 号に規定する事業 自立支援法第 3 2 条第 2 項に規定す
る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

付 則

この条例は、平成 1 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法に基づく相談支援事業の実施に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。